

会議録

1 会議名

第9回浦川原区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○ 協議事項

(1) 令和7年度浦川原区地域協議会委員研修会について

○ その他

(1) 要援護世帯除雪費助成事業について

○ 次回の開催日について

3 開催日時

令和7年12月17日（水）午後6時30分から7時00分まで

4 開催場所

浦川原コミュニティプラザ 4階 市民活動室4・5

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：市村(一)委員、市村(千)委員（副会長）、小野委員（副会長）、金子委員
北澤(正)委員（会長）、五井野委員（オンライン出席）、杉田委員、竹内委員、
西山委員、水澤委員
- ・事務局：浦川原区総合事務所 坂井所長、山崎次長、保倉次長、長谷川建設グループ長、
廣田産業グループ長、唐澤市民生活・福祉グループ長、村松地域振興班長、
原田主任

8 発言の内容

【山崎次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・出席者は10人で五井野委員がオンラインで出席。欠席委員は松野委員
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しているので、会議が成立する旨を報告

【北澤会長】

上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項により、会議録の内容について、地域協議会が指定した委員の確認をいただく事になっている。

本日の会議録の確認について、私、北澤が確認する。

それでは、「2 協議」に入る。(1)令和7年度浦川原区地域協議会委員研修会について事務局より説明をお願いする。

【山崎次長】

資料No.1、No.1-2に沿って説明

【北澤会長】

今ほどの説明に対し、質問や意見等はあるか。

(質問、意見なし)

「3 その他」に入る。(1)要援護世帯除雪費助成事業について、事務局より説明をお願いする。

【唐澤市民生活・福祉グループ長】

資料No.2、参考資料に沿って説明

【北澤会長】

今ほどの説明に対し、質問や意見等はあるか。

【市村(一)委員】

昨年2月下旬に災害救助法が適用されたが、それ以前の大雪により既に屋根雪を下ろしている家が多くかった。災害救助法の要件として、屋根に何センチ以上雪が積もっていること等の基準はないのか。また、災害救助法の適用に当たり、大島区と安塚区は早期に適用になったが、2つの区と積雪量が変わらないエリアも浦川原区にあり不公平感がある。地域の実情に応じた判断があつてもよいのではないか。

【唐澤市民生活・福祉グループ長】

屋根の上に関して積雪基準は特にない。家屋ごとに危険度が異なるため、個々の判断となる。

【坂井所長】

補足として、災害救助法は多数の人の生命や身体に危害が及ぶ又はその恐れがあるということを踏まえて、県を通じて国が適用の可否を判断している。浦川原区の場合、資料No. 2に記載のとおり、浦川原区総合事務所と旧末広・旧中保倉小学校の平均積雪深200センチが一つの運用基準となっている。この基準は大雪の際、迅速に県が国に協議するための一つの目安として県が独自に設定しているものである。一方で、例えば、末広地区と中保倉地区では積雪量が大きく異なるため、中保倉地区で積雪200センチを大きく超えたとしても、事務所及び旧末広小が少雪の場合、災害救助法適用に当たっての運用基準に達しない場合もある。また、名立区も同様に、海岸部と中山間地域では積雪量に大きな差があり、浦川原区と同様の状況にある。このような状況は、今に始まったことではなく旧町村時代からの課題とも認識しているが、市では、この運用基準の見直しについて、様々な場面をとらえて県に働きかけるなど、鋭意、改善に向けて取り組んでいることをご理解いただきたい。

【水澤委員】

所長の指摘のとおり、浦川原区でも場所によって積雪量に大きな差がある。中保倉地区で例をあげると、虫川と安塚区の入口で積雪量はほとんど変わらないが、安塚区は災害救助法が適用になり、浦川原区は適用とならないことがある。このような矛盾があるため、災害救助法の基準エリアを狭く設定して、運用できることが望ましい。

【西山委員】

要援護世帯除雪費助成事業の対象世帯と、災害救助法が適用になる世帯は同じか。

【唐澤市民生活・福祉グループ長】

対象の世帯は同じである。

【杉田委員】

昨年は対象世帯が174世帯であったが、今年は151世帯となっている。差異の要因はどういったことか。

【唐澤市民生活・福祉グループ長】

昨年は対象世帯であったが、死亡、施設入所、転出などの要因により対象世帯数が減少している。

【北澤会長】

ほかに、意見や質問等はあるか。

(意見や質問等なし)

次に次第にはないが、「委員報告」についてである。まず私から報告させていただく。11月

28日に開催された、町内会長連絡協議会情報交換会に出席した。そこで、町内会に関するアンケート調査への感謝を述べ、併せてアンケートの調査結果の上越市ホームページ及び地域協議会だよりへの掲載許可を依頼し、町内会長の皆さんから承諾をいただいたことを報告させていただく。

そのほかに、事務局で事前に受付しているものはないが、委員の皆さんから報告事項はあるか。

(特になし)

その他、事務局から何かあるか。

【山崎次長】

- ・ 諮問第79号「上越市過疎地域持続的発展計画（案）について」の答申文書の確認
- ・ 上越市男女共同参画推進センターのチラシと上越市創造行政研究所の広報誌の配布

【長谷川建設グループ長】

- ・ 令和7年度冬期道路交通確保除雪計画書の訂正について説明

【北澤会長】

次に「4 次回の開催日について」である。1月の浦川原区地域協議会の日程についてだが、1月27日火曜日に委員研修があることから、特段の報告事項がない限り、開催しないことも選択肢であると考えている。事務局から1月に必要な報告事項等はあるか。

【山崎次長】

現時点では特になし。

【北澤会長】

事務局からの報告事項等はないとのことなので、1月の会議は開催しないことでよろしいか。

(会場から「はい」の声)

それでは、令和8年1月の地域協議会は開催しないこととする。ただし、今後1月に報告や協議が必要な事案が生じた場合は、地域協議会委員研修後に少し時間をいただく可能性があることを承知いただきたい。

引き続き、令和8年2月の地域協議会の日程を決めさせていただく。案として令和8年2月24日火曜日を提案するが、この日程でいかがか。

(会場から「はい」の声)

それでは、令和7年度第10回浦川原区地域協議会は、2月24日火曜日の18時30分からとする。

以上で、令和7年度第9回浦川原区地域協議会を閉会する。

9 問い合わせ先

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-599-2301 (内線 305)

E-mail : uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別途の会議資料もあわせてご覧ください。